高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号。）第 24 条の規定に基づき、高知県賃金向上環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の目的）

第２条　知事は、物価高騰や最低賃金の大幅な引上げ、人手不足等厳しい経営環境の中で、地域経済の担い手である中堅、中小企業等の持続的成長を実現するため、県が指定する国又は県等の補助金（県内で行われる事業を対象とするものに限る。以下「指定補助金」という。）の交付決定を受けた中堅、中小企業等に対し、賃上げ原資の一部に相当する経費について、予算の範囲内で補助するものとする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）賃金台帳　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 108 条に定めるもの

（２）従業員　賃金台帳の作成対象となる全ての労働者

（補助事業者）

第４条　補助金の補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）令和８年度に指定補助金の交付決定を受けている者又は指定補助金に係る事業の受益者である者

（２）現に賃金を支払っている従業員が１名以上いること

（３）県内に本社又は主たる事業所を有していること

（４）別表第１及び別表第４に該当しない者

（補助の要件等）

第５条　補助の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、指定補助金において賃上げ実績が交付要件である場合は、当該要件をもって補助の要件に代えるものとする。

（１）直近事業年度の決算において、知事が別に定めるところにより、対前年度比で２パーセント以上の賃上げが行われていること

（２）令和７年 12 月１日から令和８年 12 月１日までの間において、知事が別に定めるところにより、対前年同月比で２パーセント以上の賃上げが行われていること

２　指定補助金は、別表第２に定めるとおりとする。

３　その他、補助金の算定額（以下「補助算定額」という。）、補助の算定対象となる従業員

（別表第３において「対象従業員」という。）及び補助の限度額は別表第３に定めるとおりとする。

（補助金の交付区分）

第６条　補助金を交付する区分は次の各号のいずれかとする。

（１）早期払い

（２）通常払い

２　前項第１号の早期払いは、前条第１項第１号の補助要件に該当する場合又は第９条の規定により賃上げの実施を報告した場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に適用できるものとする。

（１）補助算定額が、100 万円以下の場合

（２）補助算定額が、100 万円超の場合であって、かつ、指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額（以下「自己負担額」という。）に 80 パーセントを乗じた額以内である場合

（３）前２号に掲げる場合のほか、自己負担額に 80 パーセントを乗じた額を交付申請額とすることを補助事業者が選択する場合

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第１号様式による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

２　交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、指定補助金が、市町村が補助する事業に対して交付するものである場合は、第１号及び第２号中「指定補助金」とあるのは「指定補助金に係る市町村間接補助金」と読み替えるものとする。

（１）指定補助金の交付の決定を通知する書面の写し

（２）指定補助金の交付を申請した書面の写し（補助事業費、補助対象事業費、補助金額及び自己負担額の内訳が分かるもの）

（３）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第３号）第９条の規定により公共職業安定所長から通知されるもの）の写し等

（４）第５条第１項第１号の補助要件に該当する場合は、知事が別に定めるところにより２ヶ年度分の支払った賃金の額及び従業員数が確認できる書類

（５）前４号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第８条　知事は、前条の規定による交付の申請を受理したときは、審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　前項の交付決定額は、交付申請書の提出の以後において自己負担額が増額となった場合であっても、変更は行わないものとする。

（賃上げの実施報告）

第９条　補助事業者は、第５条第１項第２号の補助要件に該当する場合において、同号の賃上げを行い、当該賃上げが反映された賃金を支払ったときは、速やかに別記第３号様式による補助金賃上げ実施報告書（兼交付区分変更申請書）（以下「賃上げ実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、知事が別に定めるところにより賃上げ実施報告書に賃金台帳を添付しなければならない。

３　補助事業者は、第５条第１項第２号の補助要件を満たすことができない場合は、速やかに別記第４号様式による補助金賃上げ不実施報告書（第 15 条第１項第２号において「賃上げ不実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業に係る変更申請等）

第 10 条　補助事業者は、補助対象事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を期日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）自己負担額の減額により、補助金額の 20 パーセントを超える減額変更をする場合
　別記第５号様式による補助金変更申請書　指定補助金の変更承認の通知を受けた日から 14 日以内

（２）第６条第１項第２号の交付区分を適用して交付決定を受けた補助事業者が、同条第２項第３号該当を選択し、同条第１項第１号の交付区分へ変更する場合
　別記第６号様式による補助金交付区分変更申請書　令和９年２月 12 日まで

（３）指定補助金について、交付決定の取り消し又は事業廃止の承認があった場合
　別記第７号様式による補助金廃止承認申請書　指定補助金の交付決定の取り消し又は廃止の承認を受けた日から 14 日以内

（補助金の変更交付の決定等）

第 11 条　知事は、前条第１号の規定による補助金変更申請書、同条第２号の規定による補助金交付区分変更申請書又は第９条第１項の規定による賃上げ実施報告書を受理したときは、審査を行い、補助金額若しくは交付区分又はその両方を変更することが適当であると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行い、別記第８号様式による補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告又は確認報告）

第 12 条　第６条第１項第２号の適用を受ける補助事業者は、指定補助金のうち、国の補助金の確定通知を受けたとき又は県等の補助金の実績報告を行ったときは、別記第９号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を速やかに知事に提出しなければならない。

２　第６条第１項第１号の適用を受ける補助事業者は、指定補助金のうち、国の補助金の確

定通知を受けたとき又は県等の補助金の実績報告を行ったときは、14 日以内に別記第 10 号様式による補助金確認報告書（以下「確認報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

3　実績報告書又は確認報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、指定補助金が、市町村が補助する事業に対して交付するものである場合は、第１号及び第２号中「指定補助金」とあるのは「指定補助金に係る市町村間接補助金」と読み替えるものとする。

（１）指定補助金の確定を通知する書面の写し（指定補助金のうち国の補助金の場合のみ）

（２）指定補助金の確定に係る実績を報告した書面の写し（補助事業費、補助対象事業費、補助金額及び自己負担額の内訳が分かるもの）

（３）前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第 13 条　知事は、実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に補助金を交付するものとし、別記第 11 号様式による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2　第６条第１項第１号の適用を受ける場合にあっては、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助の限度額の確認）

第 14 条　知事は、確認報告書に基づいて自己負担額の確認を行い、第６条第１項第１号に規定する区分により既に交付した補助金額が補助の限度額を超過している場合は、期限を定めて当該超過分の返還を補助事業者に命ずるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 15 条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第４のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

（１）指定補助金の交付決定が取り消された場合

（２）第９条第３項の賃上げ不実施報告書が提出された場合又は賃上げ実施報告書が令和９年２月 12 日までに提出されなかった場合

（３）第６条第１項第２号の適用を受ける補助事業者であって、実績報告書が令和９年２月 12 日までに提出されなかった場合

2　前項第１号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金について、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（事業成果のフォローアップ）

第16条　知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、報告を求め又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（情報開示）

第17条　知事は、補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第18条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和９年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条及び第14条から第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和８年４月27日から施行する。

この要綱は、令和８年７月15日から施行する。

別表第１（第４条関係）

【補助対象外となる者】

・県税及び県に対する税外未収金を滞納している者
・過去５年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けている者
・国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第１に規定する公共法人
・政党その他の政治団体
・宗教上の組織又は団体
・上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

別表第２（第５条関係）

区分	関係省庁・県部局	担当課等	補助金名	賃上げ実績要件
県	子ども・福祉政策部	長寿社会課	介護事業所デジタル化支援事業費補助金	無
			介護福祉機器等導入支援事業費補助金	無
			訪問介護サービス効率化支援事業費補助金	無
		障害福祉課	障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金	無
	産業振興推進部	産業政策課	所得向上推進企業等総合支援事業費補助金	無
	農業振興部	農業政策課	水田農業機械導入支援事業費補助金	無
		農業担い手支援課	地域営農支援事業費補助金	無
			集落営農活性化推進事業費補助金	無
		農業イノベーション推進課	園芸用ハウス整備事業費補助金	無
			園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金	無
			園芸作物高温対策機器導入等支援事業費補助金	無
	林業振興・環境部	森づくり推進課	林業労働環境改善事業費補助金	無
		木材増産推進課	森林資源再生支援事業費補助金（資機材整備支援のみ）	無
			高性能林業機械等緊急整備事業費補助金（うち高性能林業機械共同利用事業区分を除く）	無

			森林資源循環利用促進事業費補助金（うちスマート林業実証等支援事業の作業システム向上実践支援区分のみ）	無
		木材産業振興課	県産材加工力強化事業費補助金	無
	水産振興部	水産業振興課	燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業費補助金	無
			種子島周辺漁業対策事業費補助金	無
			漁船導入支援事業費補助金	無
			水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金	無
			水産加工業高度化事業費補助金	無
国	厚生労働省	高知労働局	業務改善助成金	有
			働き方改革推進支援助成金（うち団体推進コースを除く）	無
	中小企業庁	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業省力化投資補助金	無
			デジタル化・AI 導入補助金	無
			新事業進出・ものづくり補助金（中小企業新事業進出促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を含む）	無
その他	公益財団法人高知県産業振興センター		事業戦略等推進事業費補助金	無

別表第３（第５条関係）

補助算定額	対象従業員１人あたり 10 万円
対象従業員	交付申請時点で、補助事業者が県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者
補助の限度額	１社あたり 1,000 万円（指定補助金に係る補助対象事業費のうち自己負担額を上限とする） ただし、当該自己負担額が 100 万円未満の場合は 10 万円×対象従業員の数（上限 100 万円）

別表第４（第４条、第 15 条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第１号様式（第７条関係）

ホームページの補助金申請フォームに入力していただくと作成されます。（この様式に記入いただいても申請はできません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

［申請者］

住所・法人の場合は所在地

氏名・　法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

生年月日

高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付申請書

上記補助金の交付について、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　交付決定を受けた指定補助金の名称

２　交付申請額　　金　　円

３　交付区分

〈添付書類〉

○ 全ての事業者

① 申請概要書（別紙１）

② 補助要件判定表（別紙２－１又は２－２）※

※交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件がない場合のみ

③ 指定補助金の交付の決定を通知する書面の写し

④ 指定補助金の交付を申請した書面の写し
（補助事業費、補助対象事業費、補助金額、自己負担額の内訳が分かるもの）

⑤ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等

⑥ 補助金申請に関する誓約書兼同意書（別紙３）

⑦ 債権者登録（変更）申請書（別紙４）

⑧ 振込先口座の通帳の写し（通帳の見開き部分などカタカナの口座名義が分かるもの）

⑨ 県税の納税証明書の写し【税目：全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）】

○ 直近事業年度の決算において対前年度比で２％以上の賃上げ実績がある事業者

⑩ 申請者が法人にあっては、法人事業概況説明書の写し
（直近事業年度及びその前年度の２期分）

⑪ 申請者が個人事業主にあっては所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の写し
（令和６年、令和７年の２期分）

別紙１（第１号様式関係）

申請概要書

補助事業者名（氏名、法人の場合は名称）								
本社所在地（個人の場合は住所）								
主たる事業所の所在地 （本社が高知県内にない場合に記載）								
対象従業員数		交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者						人
連絡先	送付先 住所 （部署名等）							
	担当者　職・氏名							
	電話番号							
	メールアドレス							
交付決定を受けた指定補助金の名称					指定補助金の賃上げ実績要件の有無			
指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額								円
指定補助金に係る事業完了予定日		令和		年		月		日
指定補助金の賃上げ実施要件が「有」、又は、直近事業年度の決算において対前年度比で２％以上の賃上げを行っている。								

補助算定額（注１）		円
補助の限度額（注２）		円
交付限度額（1,000円未満切捨て）（注３）		円

「早期払い」の適用可否　（注４）				
上記の「早期払い」の適用可否は「早期払いの適用不可」であるが、 交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）」としたうえで、「早期払い」を選択　（注５）				
適用される交付区分	早期払い		通常払い	

交付申請額		円

注1:対象従業員数×10万円

注2:100万円又は指定補助金の自己負担額(1,000万円を上限)のいずれか高い額

注3:補助金の交付が可能な限度額

注4:直近事業年度の決算において対事業年度比で2%以上の賃上げ実績があり、かつ、次のいずれかに該当する場合は「早期払い」が適用されます。
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円以下の場合
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が「指定補助金の自己負担額×80%以内」の場合
(交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件が無く、直近事業年度の決算で対事業年度比で2%以上の賃上げ実績がない場合は「通常払い」が適用されます。)

注5:指定補助金の賃上げ実施要件が「有」又は直近事業年度の決算において対前年度比で2%以上の賃上げを行っているとき、補助算定額が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が指定補助金の自己負担額×80%を超える場合のみ選択できます。(令和9年2月12日までに実績報告書が提出できない可能性がある場合は、選択をご検討ください。)
なお、この場合、「早期払い」での交付決定後に「通常払い」への変更はできないためあらかじめご注意ください。

別紙2-1（第1号様式関係）

補助要件判定表（法人用）　（交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件がない場合のみ添付）

適用する補助要件（該当に〇）

補助要件1：直近事業年度の決算において前年度比で2%以上の賃上げが行われていること。	
補助要件2：令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間の賃上げ実施月において、前年同月比で2%以上の賃上げが行われている又は行う予定であること。	

補助要件1：直近事業年度の決算において前年度比で2%以上の賃上げが行われていること。

直近事業年度（令和　年　月　日決算時点）			
給料賃金の実績額	A	自動計算	円
Aに係る従業員の数	C		人

左記の前事業年度（令和　年　月　日決算時点）				
給料賃金の実績額	B	自動計算	円	←下記内訳の計が自動入力されます
Bに係る従業員の数	D		人	←法人事業概況説明書の「4　期末従事員等の状況」のうち、常勤役員を除く、期末従事員の数（アルバイトを含む）の計を入力

Aの内訳

法人事業概況説明書		
売上原価		
①労務費（直接・間接）		円
販売費及び一般管理費（販管費）		
②従業員給料		円
計（①+②）	自動計算	円

Bの内訳

法人事業概況説明書			
売上原価			
①労務費（直接・間接）		円	←法人事業概況説明書の「10　主要科目」のうち労務費を入力
販売費及び一般管理費（販管費）			
②従業員給料		円	←法人事業概況説明書の「10　主要科目」のうち従業員給料を入力
計（①+②）	自動計算	円	

補助要件の確認

1人当たりの給料賃金の額（円未満切り捨て）			賃上げ率		
E (A/C)	自動計算	円	F (B/D)	自動計算	円	G (F/E)	**自動計算**	%

補助要件2：令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間の賃上げ実施月において、前年同月比で2%以上の賃上げが行われている又は行う予定であること。（注1）

2%以上の賃上げ（予定）日	令和		年		月		日

注1：前年同月比で2%以上の賃上げを行い、賃上げ実施月分の賃金を支払ったときは、速やかに「賃上げ実施報告書（第3号様式）」を提出してください。（最終提出期限：令和9年2月12日）

別紙2-2（第1号様式関係）

補助要件判定表（個人事業主用）　（交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件がない場合のみ添付）

適用する補助要件（該当に〇）

補助要件1：直近事業年度の決算において前年度比で2%以上の賃上げが行われていること。	
補助要件2：令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間の賃上げ実施月において、前年同月比で2%以上の賃上げが行われている又は行う予定であること。	

補助要件1：直近事業年度の決算において前年度比で2%以上の賃上げが行われていること。

直近事業年度（令和7年12月31日決算時点）				左記の前事業年度（令和6年12月31日決算時点）			
給料賃金の実績額	A		円	給料賃金の実績額	B		円
Aに係る従業員の数	C		人	Bに係る従業員の数	D		人

←所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の「給料賃金の内訳」に記載される支給額の合計を入力してください。

←所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の「給料賃金の内訳」に記載される全従業員の数（専従者は除く）を入力してください。

補助要件の確認

1人当たりの給料賃金の額（円未満切り捨て）			賃上げ率		
E (A/C)	自動計算	円	F (B/D)	自動計算	円	G (F/E)	**自動計算**	%

補助要件2：令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間の賃上げ実施月において、前年同月比で2%以上の賃上げが行われている又は行う予定であること。（注1）

2%以上の賃上げ（予定）日	令和		年		月		日

注1：前年同月比で2%以上の賃上げを行い、賃上げ実施月分の賃金を支払ったときは、速やかに「賃上げ実施報告書（第3号様式）」を提出してください。（最終提出期限：令和9年2月12日）

別紙３（第１号様式関係）

補助金申請に関する誓約書兼同意書

私は、高知県賃金向上環境整備事業費補助金の申請に当たり、下記の内容について誓約します。この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、県が、国、地方公共団体及びその他の団体等に対して、本補助金と同趣旨の補助金の申請状況等に関する情報提供を求めること及び本補助金への申請状況等に関する情報提供を行うことに同意します。

記

※誓約事項を確認し、チェックを入れてください。

□	交付決定を受けた場合、事業者名の公表や県の調査への協力について同意します。
□	交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%」とすることにより「早期払い」の区分で交付決定を受けた場合、その後「通常払い」の区分へは変更できないことについて同意します。
□	申請内容に虚偽が判明した場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し並びに補助金の返還及び加算金の支払いに応じます。 また、納期限までに返還を行わなかった場合は、遅延金の支払いに応じます。
□	県から検査・報告・是正のための求めがあった場合には、これに応じます。
□	申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱別表第４に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
□	申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。 ア 県に対する暴力的な要求行為 イ 県に対する法的な責任を越えた不当な要求行為 ウ 事業活動における、取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
□	交付決定を受けた指定補助金の進捗状況等の情報を、補助事業所管機関と県との間で共有することに同意します。
□	この誓約書の内容について、高知県が高知県警察本部に照会することを承諾します。
□	補助の要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付を受けた事業者名等の情報を公表されることに同意します。
□	県に対する下記の税外未収金債務の滞納はありません。また、これについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について県に提供することに同意します。 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金、償還金・農業改良資金貸付金償還金、林業・木材産業改善資金貸付金償還金、沿岸漁業改善資金貸付金償還金
□	過去５年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けていません。
□	政党その他の政治団体又は宗教上の組織若しくは団体に該当しません。

令和　　年　　月　　日

高知県知事　様

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

別紙4（第1号様式関係）

財務会計

（執行機関コード　　）
執行機関名

債 権 者 登 録（変 更）申 請 書

枚中　枚

データ区分	債権者コード	債 権 者 名	処理区分
			1 新規登録 2 変　更 9 削　除

C#	会社区分コード	住所コード
01		

C#		
	郵便番号	住　所　（都道府県名から記入してください。）
	－　　－	
	番　地　（住所コードに対応しない地名、番地等）	
	方　書　（ビル名、アパート名等を記入してください。）	
02	氏　名　1　（　カ　ナ　）	
	氏　名　2　（　カ　ナ　）	
	氏　名　1　（　漢　字　）	
	氏　名　2　（　漢　字　）	
	電　話　番　号	

C#	支払方法	
03	2	2　口座振替 9　その他　（　　）

2，9 のいずれか一つを選んで記入してください。

金融機関コード	金　融　機　関　名	店　舗　名

預金種別	
	1　普通預金 2　当座預金

1，2 のいずれか一つを選んで記入してください

口　座　名　義　人　（　カ　ナ　）

金融機関（別口）	公共工事の前金払の預託金融機関名	店　舗　名	預金種別
			普通預金

口座番号（別口）

口　座　名　義　人　（別　口　）　（　カ　ナ　）

関連債権者コード

【記載上の注意（法人の場合）】

①氏名及び口座名義人の（カナ）欄は下のカナ略称を記入してください。

法人の種類	カナ略称	法人の種類	カナ略称
株式会社	カ	学校法人	ｶﾞｸ
有限会社	ユ	国立大学法人	ﾀﾞｲ
合名会社	メ	公立大学法人	
合資会社	シ	独立行政法人	ﾄﾞｸ
合同会社	ﾄﾞ	地方独立行政法人	ﾁﾄﾞｸ
医療法人	イ	特定非営利活動法人	トクヒ
医療法人社団		弁護士法人	ﾍﾞﾝ
医療法人財団		行政書士法人	ｷﾞｮ
社会医療法人		司法書士法人	シホウ
財団法人	ｻﾞｲ	税理士法人	ｾﾞｲ
一般財団法人		管理組合法人	カンリ
公益財団法人		農事組合法人	ノウ
社団法人	シヤ	社会労務士法人	ロウム
一般社団法人		有限責任中間法人	チユウ
公益社団法人		無限責任中間法人	
社会福祉法人	フク	更正保護法人	ホゴ
宗教法人	シユウ	相互会社	ソ

②略号の前後は次のように「かっこ」で区切ってください。

一般社団法人高知 → シヤ)コウチ
高知株式会社 → コウチ(カ
高知有限会社安芸営業所 → コウチ(ユ)アキ(エイ

③法人名に続く役職名・代表者名などは省略できます。

土佐株式会社　代表取締役　○山×男 → トサ(カ

上記のとおり申請します。

高知県知事　様　　年　月　日

申請者　住　所

氏　名

第２号様式（第８条関係）

高知県指令　　第　　号

様

高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで提出のありました交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり補助金の交付が決定しましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり通知します。

令和　年　月　日

高知県知事

記

（単位：円）

交付決定額	
交付区分	

〈注意事項〉

・補助事業に係る手続については、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならないこと。

・「早期払い」の交付区分が適用されている場合であって、要綱第12条第２項による確認報告に基づき補助の限度額を確認した結果、既に交付した補助金の額が限度額を超過している場合は、当該超過分を返還していただきます。

・要綱第５条第１項第２号の補助要件に該当する場合であって、要綱第15条第１項第２号（賃上げ不実施報告書が提出された場合又は賃上げ実施報告書が令和９年２月12日までに提出されなかった場合）に該当する場合は、補助金は交付できません。

・「通常払い」の交付区分が適用されている場合であって、要綱第15条第１項第３号（実績報告書が令和９年２月12日までに提出されなかった場合）に該当する場合は、補助金は交付できません。

第３号様式（第９条関係）

ホームページのマイページから専用フォームに入力していただくと作成されます。
（この様式に記入いただいても報告はできません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

〔申請者〕

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金賃上げ実施報告書（兼 交付区分変更申請書）

令和　年　月　日付け高知県指令　第　号で（変更）交付決定がありました上記の補助事業について、賃上げを実施しましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により報告します。

記

1　賃上げ実施日　令和　年　月　日

2　対前年同月比の賃上げ率　自動計算　％

〈添付書類〉

○ 全ての補助事業者

① 賃上げ実施確認算定表 （別紙１）

② 賃金台帳の写し※

※補助事業者が県内の事業所で雇用している従業員（雇用保険の被保険者に限る）の賃上げが反映された月（賃金計算期間の１ヶ月分）及びその前年同月分

○ 対前年同月比で２％以上の賃上げを行っているにもかかわらず、やむを得ない事情により上記「２　賃金の対前年同月比」が２％未満となる場合（提出は任意）

③ 対前年同月比で２％以上の賃上げ実施を確認できる書類（別紙２）

○「補助算定額が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が指定補助金の自己負担額×80％を超える場合」に、交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80％（1,000円未満切り捨て）としたうえで、早期払いを選択する場合

④ 交付区分変更申請概要書（別紙３）

補助の要件	第５条②
交付区分	第６条②

別紙１（第３号様式関係）

賃上げ実施確認算定表

１　賃上げ実施の状況

賃上げ実施月　（令和		年		月　）		
（賃金計算期間		～		）		
賃金支給額の総額		A			円	
比較対象の従業員の数		C			人	

前年同月　（令和		年		月	）	
（賃金計算期間		～			）	
賃金支給額の総額		B			円	
比較対象の従業員の数		D			人	

２　１人あたりの賃金支給額　（円未満切り捨て）

E (A/C)	自動計算	円

F (B/D)	自動計算	円

３　対前年同月比の賃上げ率

自動計算	%

〈注意事項〉

・「賃金支給額」は、賃金台帳の基本賃金、所定時間外割増賃金、手当の小計の計（賞与・臨時の給与（一時金）を除く）とし、比較対象の従業員全員の合計を「総額」とします。

・「比較対象の従業員」は、補助事業者が県内の事業所で雇用している従業員（雇用保険の被保険者に限る）とします。

・明細として、比較対象の従業員全員分の賃上げが反映された月（賃金計算期間の１ヶ月分）及びその前年同月の賃金台帳の写しの添付が必要です。

・「３　対前年同月比の賃上げ率」が２％未満の場合は、補助要件を満たさないため、「賃上げ不実施報告書（第４号様式）」の提出が必要です。
　ただし、対前年同月比で２％以上の賃上げを行っているにもかかわらず、やむを得ない事情により、２％未満となる場合は、「対前年同月比で２％以上の賃上げ実施を確認できる書類（別紙２）」により算定することができます。

別紙２（第３号様式関係）

対前年同月比で２％以上の賃上げ実施を確認できる書類

（従業員の一部を除外して算定）

１　やむを得ない理由

２　賃上げ実施確認算定

賃上げ実施月						前年同月			
比較対象の該当	番号	従業員氏名 （賃上げ確認対象者全員を記載）	比較対象外（該当の場合×）		賃金支給額（円）	従業員氏名 （賃上げ確認対象者全員を記載）	比較対象外（該当の場合×）		賃金支給額（円）
			新規雇用者	その他（理由を１に記載）	令和　年　月		退職者	その他（理由を１に記載）	令和　年　月
×	例	高知　一郎	×		210,000				
○	1								
○	2								
○	3								
○	4								
○	5								
○	6								
○	7								
○	8								
○	9								
○	10								
○	11								
○	12								
○	13								
○	14								
○	15								
○	16								
○	17								
○	18								
○	19								
○	20								
○	21								
○	22								
○	23								
○	24								
○	25								
○	26								
○	27								
○	28								
○	29								
○	30								
				合計	－			合計	－
				確認対象者合計	－			確認対象者合計	－
				前年同月比の賃上げ率	#DIV/0!	%		補助要件確認	#DIV/0!

別紙３（第３号様式関係）

交付区分変更申請概要書

※「交付申請額を指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）としたうえで「早期払い」を選択」するのみ変更が可能です。

補助事業者名（氏名、法人の場合は名称）								
本社所在地（個人の場合は住所）								
主たる事業所の所在地 （本社が高知県内にない場合に記載）								
対象従業員数			交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者					人
連絡先	送付先 住所 （部署名等）							
	担当者　職・氏名							
	電話番号							
	メールアドレス							
交付決定を受けた指定補助金の名称					指定補助金の賃上げ実績要件の有無			
	指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額							円
	指定補助金に係る事業完了予定日	令和		年		月		日
指定補助金の賃上げ実施要件が「有」、又は、２%以上の賃上げを行っている。								

補助算定額　（注１）		円
補助の限度額　（注２）		円
交付限度額（1,000円未満切捨て）（注３）		円

「早期払い」の適用可否　（注４）				
上記の「早期払い」の適用可否は「早期払いの適用不可」であるが、交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）」としたうえで、「早期払い」を選択　（注５）				
適用される交付区分	早期払い		通常払い	

変更交付申請額		円

注1：対象従業員数×10万円

注2：100万円又は指定補助金の自己負担額(1,000万円を上限)のいずれか高い額

注3：補助金の交付が可能な限度額

注4：直近事業年度の決算において対事業年度比で2%以上の賃上げ実績があり、かつ、次のいずれかに該当する場合は「早期払い」が適用されます。
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円以下の場合
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が「指定補助金の自己負担額×80%以内」の場合
（交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件が無く、直近事業年度の決算で対事業年度比で2%以上の賃上げ実績がない場合は「通常払い」が適用されます。）

注5：指定補助金の賃上げ実施要件が「有」又は2%以上の賃上げを行っているとき、「補助算定額が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が指定補助金の自己負担額×80%を超える場合」のみ選択できます。
（令和9年2月12日までに実績報告書が提出できない可能性がある場合は、選択をご検討ください。）
なお、この場合、「早期払い」での交付決定後に「通常払い」への変更はできないためあらかじめご注意ください。

第４号様式（第９条関係）

ホームページのマイページから専用フォームに入力していただくと作成されます。
この様式に記入いただいても報告はできません。

令和　年　月　日

高知県知事　様

〔申請者〕

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金賃上げ不実施報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付決定がありました上記の補助事業について、賃上げを実施することが困難なため、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により報告します。

記

１　不実施の理由

〈注意事項〉

・賃上げ不実施報告書が提出された場合は、要綱第15条第１項第２号の規定により交付決定が取り消され、補助金は交付されません。

補助の要件	第５条②
交付区分	第６条②

第５号様式（第10条関係）

ホームページの専用フォームに入力していただくと作成されます。
申請時には、コールセンターまでご連絡ください。
（この様式に記入いただいても申請できません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金変更申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で交付決定がありました上記の補助事業について、補助金額の20パーセントを超える減額変更がありましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第10条第１号の規定により、変更申請書を提出します。

記

1　既交付決定額　　金　　円

2　変更申請額　　金　　円

3　変更の理由

〈添付書類〉

①　変更申請概要書（別紙１）

②　指定補助金の変更交付の決定を通知する書面の写し

③　指定補助金の変更を申請した書面の写し

別紙１（第５号様式関係）

変更申請概要書

※「指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額」及び「指定補助金に係る事業完了予定日」のみ変更が可能です。

補助事業者名（氏名、法人の場合は名称）								
本社所在地（個人の場合は住所）								
主たる事業所の所在地 （本社が高知県内にない場合に記載）								
対象従業員		交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者						人
連絡先	送付先 住所 （部署名等）							
	担当者　職・氏名							
	電話番号							
	メールアドレス							
交付決定を受けた指定補助金の名称				指定補助金の賃上げ実績要件の有無				
指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額								円
指定補助金に係る事業完了予定日		令和		年		月		日
指定補助金の賃上げ実施要件が「有」、又は、２％以上の賃上げを行っている。								

補助算定額　（注１）		円
補助の限度額　（注２）		円
交付限度額（1,000円未満切捨て）（注３）		円

「早期払い」の適用可否（注４）				
上記の「早期払い」の適用可否は「早期払いの適用不可」であるが、交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）」としたうえで、「早期払い」を選択　（注５）				
適用される交付区分	早期払い		通常払い	

変更交付申請額		円

注1：対象従業員数×10万円

注2：100万円又は指定補助金の自己負担額（1,000万円を上限）のいずれか高い額

注3：補助金の交付が可能な限度額

注4：直近事業年度の決算において対事業年度比で2%以上の賃上げ実績があり、かつ、次のいずれかに該当する場合は「早期払い」が適用されます。
・補助算定額（対象従業員数×10万円）が100万円以下の場合
・補助算定額（対象従業員数×10万円）が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が「指定補助金の自己負担額×80%以内」の場合
（交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件が無く、直近事業年度の決算で対事業年度比で2%以上の賃上げ実績がない場合は「通常払い」が適用されます。）

注5：指定補助金の賃上げ実施要件が「有」又は2%以上の賃上げを行っているとき、「補助算定額が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が指定補助金の自己負担額×80%を超える場合」のみ選択できます。
（令和9年2月12日までに実績報告書が提出できない可能性がある場合は、選択をご検討ください。）
なお、この場合、「早期払い」での交付決定後に「通常払い」への変更はできないためあらかじめご注意ください。

第６号様式（第10条関係）

ホームページの専用フォームに入力していただくと作成されます。
申請時には、コールセンターまでご連絡ください。
（この様式に記入いただいても申請できません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付区分変更申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付決定がありました上記の補助事業について、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第６条第２項第３号該当を選択し、同条第１項第１号の交付区分（早期払い）へ変更したいので、同交付要綱第10条第２号の規定により申請します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　変更交付申請額　　金　　円

〈添付書類〉

①　交付区分変更申請概要書（別紙１）

〈注意事項〉

・交付区分変更申請書は、自己負担額×80％を交付申請額とすることを選択し、交付区分を「早期払い」へ変更を希望する場合に提出するものです。
（令和９年２月12日までに実績報告書を提出できない可能性がある場合等）

・「早期払い」区分に変更後は、「通常払い」区分へ変更することはできません。

・指定補助金のうち、国の補助金の確定通知を受けたとき、又は県等の補助金の実績報告を行ったときは、14日以内に第10号様式による確認報告書の提出が必要となります。

・確認報告書に基づき補助の限度額を確認した結果、既に交付した補助金の額が限度額を超過している場合は、当該超過分を返還していただきます。

別紙１（第６号様式関係）

交付区分変更申請概要書

※「指定補助金に係る事業完了予定日」及び「交付申請額を指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）としたうえで「早期払い」を選択する]のみ変更が可能です。

補助事業者名（氏名、法人の場合は名称）								
本社所在地（個人の場合は住所）								
主たる事業所の所在地 （本社が高知県内にない場合に記載）								
対象従業員数				交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者				人
連絡先	送付先 住所 （部署名等）							
	担当者　職・氏名							
	電話番号							
	メールアドレス							
交付決定を受けた指定補助金の名称					指定補助金の賃上げ実績要件の有無			
	指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額							円
	指定補助金に係る事業完了予定日	令和		年		月		日
指定補助金の賃上げ実施要件が「有」、又は、２%以上の賃上げを行っている。								

補助算定額　（注１）		円
補助の限度額　（注２）		円
交付限度額（1,000円未満切捨て）（注３）		円

「早期払い」の適用可否　（注４）				
上記の「早期払い」の適用可否は「早期払いの適用不可」であるが、交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%（1,000円未満切捨て）」としたうえで、「早期払い」を選択　（注５）				
適用される交付区分	早期払い		通常払い	

変更交付申請額		円

注1：対象従業員数×10万円

注2：100万円又は指定補助金の自己負担額(1,000万円を上限)のいずれか高い額

注3：補助金の交付が可能な限度額

注4：直近事業年度の決算において対事業年度比で2%以上の賃上げ実績があり、かつ、次のいずれかに該当する場合は「早期払い」が適用されます。
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円以下の場合
・補助算定額(対象従業員数×10万円)が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が「指定補助金の自己負担額×80%以内」の場合
(交付決定を受けた指定補助金に賃上げ実績要件が無く、直近事業年度の決算で対事業年度比で2%以上の賃上げ実績がない場合は「通常払い」が適用されます。)

注5：指定補助金の賃上げ実施要件が「有」又は2%以上の賃上げを行っているとき、「補助算定額が100万円を超える場合であって、かつ、補助算定額が指定補助金の自己負担額×80%を超える場合」のみ選択できます。
(令和9年2月12日までに実績報告書が提出できない可能性がある場合は、選択をご検討ください。)
なお、この場合、「早期払い」での交付決定後に「通常払い」への変更はできないためあらかじめご注意ください。

第７号様式（第10条関係）

ホームページの専用フォームに入力していただくと作成されます。
申請時には、コールセンターまでご連絡ください。
（この様式に記入いただいても申請できません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金廃止承認申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で交付決定がありました上記の補助事業について、指定補助金の交付決定の取り消し又は事業廃止の承認がありましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第10条第３号の規定により補助事業の廃止の承認を申請します。

記

1　申請理由

2　指定補助金の取り消し又は事業廃止の理由

〈添付書類〉

○　指定補助金について、交付決定の取り消しがあった場合

①　指定補助金の交付決定の取り消しを通知する書面の写し

○　指定補助金の事業廃止の承認があった場合

①　指定補助金の事業廃止を承認する書面の写し

②　指定補助金の事業廃止を申請する書面の写し

第８号様式（第11条関係）

高知県指令　　第　　号

様

高知県賃金向上環境整備事業費補助金変更交付決定通知書

令和　年　月　日付けで提出のありました変更交付申請書の内容を審査した結果、下記のとおり補助金の変更交付が決定しましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

令和　年　月　日

高知県知事

記

（単位：円）

既交付決定額	

変更交付決定額	
交付区分	

〈注意事項〉

・補助事業に係る手続については、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならないこと。

・要綱第12条第２項による確認報告に基づき補助の限度額を確認した結果、既に交付した補助金の額が、補助の限度額を超過している場合は、当該超過分を返還すること。

補助の要件	－
交付区分	第６条①

第９号様式（第12条関係）

ホームページのマイページから専用フォームに入力していただくと作成されます。
（この様式に記入いただいても報告はできません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

〔申請者〕

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付の決定がありました高知県賃金向上環境整備事業費補助金について、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第12条第１項の規定により実績を報告します。

記

1　補助金交付決定額　　円

2　補助金実績報告額　　自動計算　円

指定補助金の自己負担額　　円

〈添付書類〉

①　指定補助金の確定を通知する書面の写し（指定補助金のうち国の補助金の場合のみ）

②　指定補助金の確定に係る実績を報告した書面の写し（補助事業費、補助対象事業費、補助金額、自己負担額の内訳が分かるもの）

補助の要件	－
交付区分	第６条②

第10号様式（第12条関係）

ホームページのマイページから専用フォームに入力していただくと作成されます。
（この様式に記入いただいても報告はできません。）

令和　年　月　日

高知県知事　様

住所・法人の場合は所在地

氏名・法人の場合は名称

法人の場合は代表者職・氏名

高知県賃金向上環境整備事業費補助金確認報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　号で（変更）交付の決定がありました高知県賃金向上環境整備事業費補助金について、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第12条第２項の規定により報告します。

記

1　交付申請時における補助の限度額			
（１）指定補助金に係る自己負担額			円
（２）補助の限度額			円
2　確認時における補助の限度額			
（１）指定補助金に係る自己負担額			円
（２）補助の限度額	(A)		円
3　補助算定額（交付申請時）	(B)		円
4　確認後補助額（A又はBのいずれか低い額）	(C)		円
5　既交付額	(D)		円
6　返還額　※	（D）-（C）		円

〈添付書類〉

①　指定補助金の確定を通知する書面の写し（指定補助金のうち国の補助金の場合のみ）

②　前号の確定に係る実績を報告した書面の写し
（補助事業費、補助対象事業費、補助金額、自己負担額の内訳が分かるもの）

※返還額が生じた場合は、後日送付する納入通知書により、期日までに県へ返還してください。

補助の要件	第５条①
交付区分	第６条①

第11号様式（第13条関係）

高知県指令　　第　　号

様

高知県賃金向上環境整備事業費補助金確定通知書

令和　年　月　日付けで提出のありました補助金実績報告書の内容を審査した結果、下記のとおり補助金額を確定しましたので、高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱第13条第１項の規定により通知します。

令和　年　月　日

高知県知事

記

（単位：円）

既交付決定額	
確　定　額	
差　　額	

補助の要件	－
交付区分	第６条②